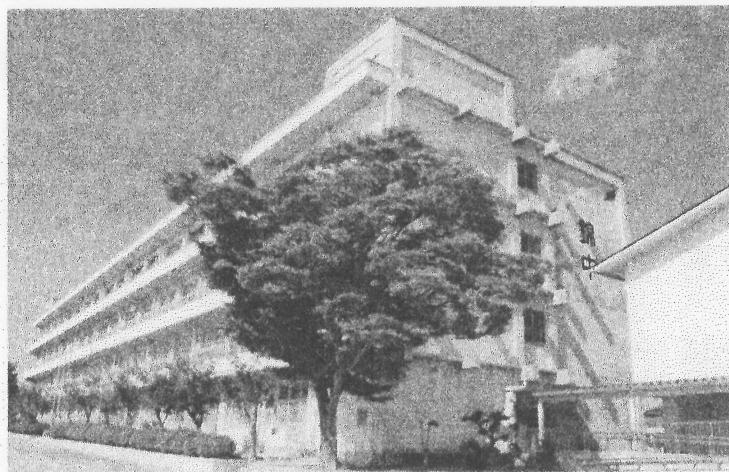


令和4年度入学用 入学説明会資料



福島県いわき市立錦中学校

いわき市錦町飯盛町1番地の1 ☎0246(62)3522

目 次

- 1 ようこそ錦中学校へ
- 2 毎日の学習について
- 3 服装と持ち物（入学前の準備）
- 4 さまざまなきまり
- 5 安全にすごすために
- 6 健康にすごすために
- 7 いろいろな相談
- 8 部活動について
- 9 集金について
- 10 いろいろな手続き
- 11 新入生オリエンテーションについて

1 ようこそ錦中学校へ

教育目標 「未来の自分のために」(錦中スローガン) 3つの目標を設定しています。

- ・進んで学習に励む生徒
- ・思いやりのある心豊かな生徒
- ・健康で根気強い生徒

重点目標

- ・進んで学習しましょう。
- ・礼儀正しく、そして他人への思いやりや協力する心を持ちましょう。
- ・意欲的に、粘り強く取り組みましょう。

令和4年度生徒数・学級数(令和4年1月31日現在推計) 教職員数(令和3年度)

学年	男子	女子	合計	学級数
1年	32名	38名	70名	3学級
2年	53名	39名	92名	3学級
3年	37名	49名	86名	3学級
特別支援学級	6名	4名	10名	2学級
合計	128名	130名	258名	11学級

教職員	25名
外国語指導助手	2名
学校司書(週2日)	1名
用務員(交代制)	2名
スクールカウンセラー(週1日)	1名

日課表 <普通日課><短縮日課>

登校	~7:55	~7:55
朝の読書	7:55~8:10	7:55~8:10
学級活動	8:10~8:15	8:10~8:15
1校時	8:25~9:15	8:25~9:10
2校時	9:25~10:15	9:20~10:05
3校時	10:30~11:20	10:20~11:05
4校時	11:30~12:20	11:15~12:00
給食	12:20~12:50	12:00~12:30
休憩	12:50~13:25	12:30~13:05
5校時	13:35~14:25	13:15~14:00
6校時	14:35~15:25	14:10~14:55
清掃	15:35~15:45	15:05~15:15
放送・学級活動	15:45~16:05	15:15~15:35

*中学校では1時限が50分になります。(普通日課)

ただし、授業後の活動や行事等の関係で45分授業で行う場合もあります。(短縮日課)

*月曜日は、5校時で終了して清掃・学級活動の後、放課後になります。部活動も基本的に休みです。

*「朝の読書」に読む本は図書館からも借りられます。貸出は昼の休憩時間に行っています。

2 毎日の学習について

中学校では、小学校6年間に学習してきたことを基に、一人ひとりが自立した健康な社会人として生活できる力を養うために必要となる基礎的なことを学びます。

授業について

中学校の授業は50分で、一日に6校時まであります（週に一度は5校時授業）。

中学校の授業は「教科担任制」と言って、国語は国語科の専門の先生が、社会は社会科の専門の先生が授業を行います。先生方は色々な学習方法を知っているので、その教科が苦手な人もよいアドバイスがもらえます。もちろん学級には担任の先生がいるので、学校生活で困ったことがあれば担任の先生に相談することもできます。

定期テストについて

全校一斉に学期ごとに「中間テスト」と「期末テスト」があります。それを定期テストといい、その日は一日テストを実施します。約2週間前にテストの時間割と範囲が発表され、1週間前からは朝自習や休み時間なども有効に使って勉強に集中するようになります。また、部活動もテストに応じて休みになります。

家庭学習について

錦中学校ではすべての学年で1日1ページの自主学習を毎日の宿題としています。それに加えて各教科から宿題が出されますので、時間を上手に使って家庭学習を行ってください。

よい家庭学習チェックリスト

- 学習する場所を整理している。
- 正しい姿勢で学習している。
- 目標をもって学習している。（例：「今日は理科の動物のしくみを理解するぞ」など）
- 計画を立てて学習している。（例：目標達成のためには理科のワークを3回繰り返す）
- 学習する時間帯を決めている。（例：夕食前、帰ってきてすぐなど）
- 集中して学習している。（例：マンガ、ゲーム、音楽などを見ながらしなからはダメ）
- 宿題以外の学習もしている。
- 苦手な教科も学習している。
- さまざまな分野の本を読んでいる。

今からできる！

高校受験に向けて

まだ先の話ですが、中学校を卒業すると多くの方は高等学校（高校）に進学します。ただし、小学校から中学校への進学とは違い、高校に入学するためにはテストを受けて、合格しなければなりません。これが高校受験です。中学校生活はこの3年後の高校受験の準備でもあります。そのことを一年生のうちから頭に入れて学習することがとても大切です。まだ3年間と思うか…たった3年間と思うか…そこが運命の分かれ道なのです。

3 服装と持ち物（入学前の準備）

* ネームプレート等は学校で取り扱っています。全員購入となります。

(3月24日、オリエンテーション時に販売します。おつりのないようお願いします。)

ネームプレート(2枚組)	850円	制服に着用。取り外し可
ゼッケン(10枚組)	1,300円	ジャージにアイロンで接着
運動帽	740円	
合計	2,890円	

* 制服・カバン等は販売店でお求めください。兄弟や卒業生のものがあれば、新品である必要はありません。

* 金額は、令和4年1月現在の金額です。

制服(男子)	価格	制服(女子)	価格	
ジャケット	23,100円	ジャケット	21,560円	モードサロンかざわ (63)4372
冬スラックス	13,090円	冬スカート	13,970円	衣料のきんちょう (62)3962
ワイシャツ(長袖)	4,070円	セーラーブラウス(長袖)	5,500円	マルトショッピングセンター 中岡店2F・衣料の ファミリースクールハウス (63)1374
ネクタイ	1,980円	リボン	1,760円	
夏スラックス	12,760円	夏スカート	13,640円	
ワイシャツ(半袖)	3,850円	半袖ブラウス	5,280円	

通学カバン	9,000円
サブバック	3,800円
長袖ジャージ	4,970円
長ズボン	4,970円
半袖Tシャツ	3,100円
ハーフパンツ	3,100円

錦衣料部会販売店:モードサロンかざわ、衣料のきんちょう、
トータルファッション正木 (63)7999
わたなべ百貨店 (62)3314

3L以上は価格が変わりますので販売店で確認してください。

上履き ※	2,100円
体育館シューズ	3,150円
体育館シューズ袋 ※	350円

モードサロンかざわ、衣料のきんちょう
通学用靴は、白単色・ひも靴で、体育時などの運動
に適したもの。

※4年度入学生は青色

- * 教科書は入学式当日に配付します。
- * デスクマットは学校で準備します。その他ノートなど必要な物品は、入学後、担任の指示で準備してください。
- * 昼休みに自主的に歯みがきをする時間があります。
歯ブラシ、コップ、(好みで歯磨き粉)を袋に入れて持たせてください。
管理は自分で行いますので、ときどき持ち帰りましょう。
- * ハンカチ、ティッシュは、毎日持参してください。
- * 持ち物には全てに必ず記名してください。



4 さまざまな決まり

<中学生としての基本的な考え方>

◎「学校生活はシンプルに」「Simple is Best(シンプル イズ ベスト)」の考え方

*学校生活と普段の家庭生活との切り替えをしっかりとしよう。

◎服装、頭髪等の身だしなみについて

*義務教育終了時には次の進路に向けての面接等が実施されます。高校入試等で実施される面接にふさわしい中学生らしい身だしなみを求めています。誰が見てもしっかりと整っているというものの見方で身だしなみを整えていこう。

【冬～春の制服（10月～5月末）について】

（男子）

- 規定のワイシャツとジャケットを着用する。
- ネクタイは常時着用。
- ワイシャツのすそを、きちんとズボンの中に入れ無駄にたるませない。
- ワイシャツの中に着るのは、体育用半そでシャツか黒、紺、白色のシャツのみ。
※ ワンポイントのシャツは可だが、柄が見えるシャツは不可。
- ワイシャツの上にVネックのセーターかベストの着用可。（※色は黒・紺・グレー・茶）の着用可。
- そでのボタンは2つ。
- 校内では、ネームプレートを左胸につける。
- ズボンはストレート。（※体型は考慮）
- ベルトをきちんとしめる。（※色は黒）
- 腰パンにしない。すそを踏まない。
- 靴下は、白でワンポイントは可

（女子）

- 規定のブラウスとジャケットを着用する。
- リボンは常時着用。
- ブラウスのすそを、きちんとスカートの中に入れ無駄にたるませない。
- ブラウスの中に着るのは、体育用半そでシャツか、黒、紺、白色のシャツのみ。
※ ワンポイントのシャツは可だが、柄が見えるシャツは不可。
- ブラウスの上にVネックのセーターかベストの着用可。（※色は黒・紺・グレー・茶）の着用可。
- そでのボタンは2つ。
- 校内では、ネームプレートを左胸につける。
- スカートの長さは、ひざがかくれる程度。
- タイツを着用する場合、色は黒とする。
- 靴下は、白でワンポイントは可（※レースは不可）

※ スニーカーソックス【=足首と足の部分の編み方が一体でない物、くるぶしの見える物】は禁止

【防寒着について】

（男女共通）

- 登下校時に、コートの着用可 12月初旬～3月下旬が目安
- 部活動単位でそろえて購入したウィンドブレーカーの着用も可
- マフラー・ネックウォーマー・手袋の着用可

（※防寒着等に関しては、受験の際にも使用可能な派手な色でないもの）

【冬期のジャージ類について】

(男女共通)

- ジャージと半そでシャツの左胸には、ネームのワッペンをつける。
- 暑い時など、半そでのシャツで生活をする時には、シャツのすそをズボンの中に入れる。
- ゴムをわざと伸ばしたり、腰パンにはしない。ズボンのすそをふまない。
- ジャージのズボンの糸を抜かない。

【夏～秋の制服（6月～9月末）について】

(男子)

- 規定のYシャツ（※長そで可）
- 長そでYシャツの場合には、そでのボタンをきちんとしめる。それ以外は、ひじが見えるところまできちんとまくる。
- ネクタイは着用しなくてもよい。
- Yシャツの第一ボタンははずしてもよい。
- Yシャツのすそを、きちんとズボンの中に入れ無駄にたるませない。
- Yシャツの中に着るのは、体育用半そでシャツか黒、紺、白色のシャツのみ。
※ ワンポイントのシャツは可だが、柄が見えるシャツは不可。
- Yシャツの上にVネックのセーターかベストの着用可。（※色は、黒・紺・茶・グレー）
- 校内ではネームプレートを左胸につける。
- ベルトをきちんとしめる。（※色は黒）
- 腰パンにしない。すそを踏まない。
- 靴下は、白でワンポイントは可
※ スニーカーソックス【二足首と足の部分の編み方が一体でない物、くるぶしの見える物】は禁止

(女子)

- 規定のブラウス（※長そで可）
- 長そでブラウスの場合には、そでのボタンをきちんとしめる。それ以外は、ひじが見えるところまできちんとまくる。
- リボンは常時着用。
- ブラウスのすそを、きちんとスカートの中に入れ無駄にたるませない。
- ブラウスの中に着るのは、体育用半そでシャツか黒、紺、白色のシャツのみ。
※ ワンポイントのシャツは可だが、柄が見えるシャツは不可。
- ブラウスの上にVネックのセーターかベストの着用可。（※色は、黒・紺・茶・グレー）
- 校内ではネームプレートを左胸につける。
- 夏用スカートの着用可
- スカートの長さは、ひざがかくれる程度。
- 靴下は、白でワンポイントは可（※レースは不可）

【夏期のジャージ類について】

(男女共通)

- 体育の時間と清掃の時間は、半そで・ハーフパンツで、運動帽を着用する。それ以外の時間には、長そで・長ズボンの着用も可。 ※ 7月からは常時、半そで、ハーフパンツ。
- 半そでのシャツの左胸にネームのワッペンをつける。
- 半そでのシャツは、ジャージのズボンの中に入れる
- 腰パンにはしない。長ズボンのすそをふまない。
- 体育や清掃時には、教室で着替えをし、長そでのジャージは教室に置いてから移動をする。

ゼッケンをつける位置

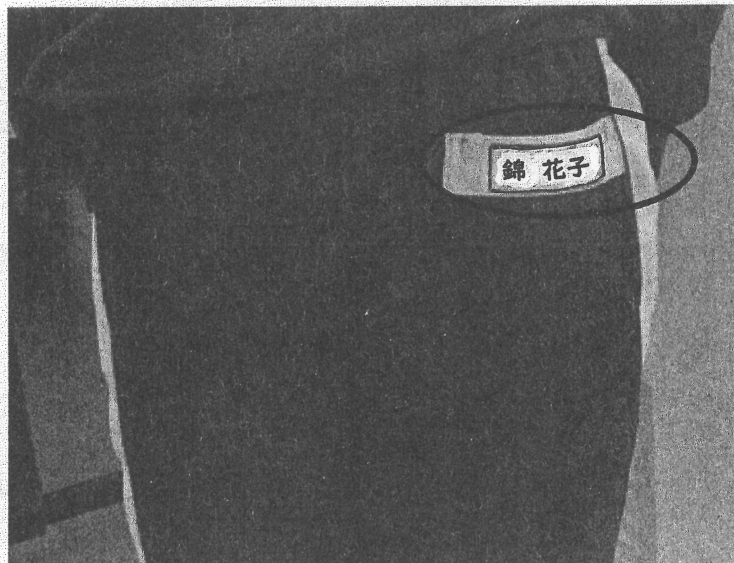
○ジャージ上

校章の下にゼッケンをアイロンプリントする。
はがれやすいため、四隅を縫っておくとよい。



○ジャージ下

後ろのポケットの白い部分にアイロンプリントするか、
記名する。



(2) 頭髪について

(男女共通)

- 髪の色を染色や脱色、つけ毛、整髪料により髪の色を固める行為などは、いっさい禁止です。
- ストレートを含めたパーマや、まゆを細くするなどの行為も禁止です。

(男子)

- 前髪が、目にかからないこと。
- 髪の色が、耳にかからないこと。
- 後ろ髪が、えりにかからないこと。

(女子)

- 前髪および前横髪が、目にかからないこと。
かかる場合には、ヘアピンでとめる。
ヘアピンの色は、黒・紺・茶のみ（最大4本）
- 後ろ髪が、肩にかからないこと。
かかる場合には、ヘアゴムでとめる。
ヘアゴムの色は、黒・紺・茶のみ
とめる位置は、耳の上端より下の部分で

(3) 所持品について

- ①持ち物には記名する。
- ②学習に不要な物を学校に持ち込まない。

携帯電話を持ち込んだ場合は、保護者に来校していただき直接返却します。

- ③金銭、貴重品などは基本的に学校に持ってこない。
(※集金や特別な事情があって持参した場合は、朝のうちに学級担任に預ける。)

(4) 男女共通確認事項

○靴は次の3足を準備する。

上履き…1年青、2年緑、3年赤 体育館用シューズ袋…1年青、2年緑、3年赤
下履き…白単色のひもでしぼるタイプであり、高価でなく運動に適した靴。

○腕時計は、校内では着用不可です。

○通学用カバンは規定のもの（背負い式）をきちんと両肩で背負う。お守りは付けてよいが、キーホルダー類はつけない。

○サブバッグは、規定のもののみ。【※部活で共同購入の物は可】

★携帯電話・スマホは、校内への持ち込み禁止。

(人権侵害、触法行為、わいせつ被害につながる恐れ)

★自転車通学は許可制で、ヘルメットの着用を条件に通学を許可します。違反者は許可取り消し。

【※ただし、許可対象の地域に居住する生徒のみで、申請書を提出します。】

★錦中の学区外から本校に通学をする生徒の場合は、バスや電車などの公共交通機関を利用するか、保護者の車による送迎での通学以外は認められておりません。交通事故防止の観点から、自転車通学の許可は出せません。

★防寒対策として、女子のタイツ着用を認めます。夏服の時にも着用を希望する場合は、保護者と担任、生徒指導担当および学校長による協議を経て決定します。

(5) 登下校について

- ①登校時刻は、7:55までに教室に入り着席する。
- ②交通ルールを守り、決められた通学路を安全に通学する。
- ③登下校時の服装は制服。(部活動終了後はジャージも可)
(※けがや諸事情がある場合は、ジャージ登校も可能。)
- ④自転車通学は、学校長の許可を得た生徒のみとする。(※詳細は別紙)
(※自転車通学を許可されていない生徒は、部活動や土日、長期休業中であっても自転車で学校に来ないように指導しています。)
- ⑤カバンやサブバックは、学校指定のものを使用する。
※お守りは付けてよいが、キーホルダー類はつけない。
※部活動で共同購入したバックは代用可
- ⑥登校後は、下校するまで校地外に絶対に出ない。(長期休業中も同様)
- ⑦登下校の際に、コンビニに立ち寄ったり、買い食いをしたり、友人宅を訪問したりすることもしない。(休日や、長期休業中も同様)

(6) 校内生活について

- ※ 一日の生活プログラムを参照してください。

(7) その他

- ※ 病気などによる欠席・遅刻・早退は、その都度保護者から学級担任に電話で連絡していただきます。午前7時55分までに連絡をお願いいたします。
- ※ 物の売り買い、お金や物品の貸し借りをさせない。
- ※ アルバイトは原則禁止です。
- ※ 勿来方部小・中学生のきまり(校外編)もご参照ください。

錦中生徒の一日の生活プログラム

基本的な日常の活動	
朝	<ul style="list-style-type: none"> ・7:50までに余裕をもって登校し、身支度を整えかばんをロッカーに入れ学校生活の準備をする。 ・ジャージ登校不可。(※病気やケガなど特別な理由があるときは、担任に許可をとる。) ・登校時には、中央階段を使わない。(感染予防の場合は特例) ・上履きを忘れたときは、担任の許可・責任のもと教頭先生からスリッパを借用する。 ・7:55までに、自分の席に着席し朝の読書始める。 ・8:10まで、朝の読書・教材学習を行う。 ・8:15まで、朝の短学活を行う。
授 業	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイム2分前に着席をする。 ・授業の始めと終わりの号令は、基本的に「起立」、「お願いします」、「ありがとうございました」、「着席」とする。 ・特別教室等への移動は、休み時間中に行う。 ・学習用具の貸し借りはしない。 ・ジャージに着がえるのは1・2校時に着がえが必要な時は1校時前までに、3・4校時に着がえが必要なときは2校時終了後の休み時間に、それ以外は昼休みに着替える。
給 食 昼 休 み	<ul style="list-style-type: none"> ・給食当番は、エプロンと三角巾やバンダナとマスクを着用する。 ・箸を忘れた時は、各担任の先生の許可を得てから借りる。割り箸は使用禁止。 ・明日の教科の連絡確認は、昼休みまでに行う。 ・日直や係活動がある時は、その活動を優先する。 ・昼休みに校庭で遊ぶ場合は、必ずジャージに着替えてから遊ぶ。 ・校舎北側では遊ばない。遊具は、バレーボールのみで、安全を考慮して蹴って遊ばない。 ・ボールは各学級や学年で決められた物を許可を得て使用する。使ったボールは使用者が責任を持って返却する。
清 掃	<ul style="list-style-type: none"> ・整列は、整列の音楽が鳴り終わるまでに、廊下中央の黄色いラインにつま先をあわせて無言で整列をする。 ・清掃時の服装を守り、無言で真剣に清掃を行う。
放 送	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃終了後、音楽が鳴り終わる前に自分の席につく。 ・放送を聞く際は、自席で前を向き、無言で静かに聞く。 ・放送前や放送中には、着がえたり、カバン類を持ってきたりなど、一切の活動をしない。

放 課 後	<ul style="list-style-type: none"> ・用事のない生徒はすみやかに下校する。居残りをする場合は、担当教師の指導のもと活動する。 ・居残りは時間を守って活動する。 ・帰りの学活後は、荷物を係活動の場所や部活動に持っていく。原則として教室には戻らない。 ・学活終了後、速やかに活動場所へ移動し、部活動に積極的に取り組む。 ・部活動は、顧問の指導のもと行う。 ・部活動終了時刻の20分後には、生徒全員が完全下校をする。 ・買い食いや寄り道をしない。(※休日も部活動の時間中には、校地外に出ない)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・集会時の入退場の際は、1・2年は東階段を使用し、3年は中央階段を使用する。 ・上履きと体育館用シューズの使い分けをきちんと行う。 ・安全のため、廊下は静かに右側歩行とする。 ・来客には、大きな声であいさつと会釈をする。 ・1、2年生は部活動終了後ジャージによる下校可。部活動がない日や部活動引退後の3年生は服装で下校する。(※けがや諸事情がある場合は、ジャージ登下校も可) ・ベランダへは出ない。1階は犬走りに出ない。 ・職員室への入室は、付き添い不可。(教科の連絡は1名とする。) ・職員室には後ろのドアから入室する。 ・鍵を借りる時と返す時には、教頭先生か近くにいる先生に必ず断る。 ・校内では、大声を出さずに静かに過ごす。 ・原則として他学年の教室や廊下へは行かない。 ・トイレや廊下でたむろしない。 ・保健室や事務室への用のない生徒の立ち入り禁止。 ・保健室を利用する際は、担任や授業担当の先生に許可を得る。 ・保健室の生徒の利用は、1時間まで。 ・昼休みなど、必要のない時間には4階には行かない。屋上入り口付近は立ち入り禁止。 ・不要物は持ってこない。(携帯電話等) ・原則としてお金を持ってこない。 ・金曜日の職員打合せの時には、生徒は8:15まで教室内で静かに過ごし、先生方を職員室には迎えに来ない。打合せ終了のブザーが鳴るまでは、教室で静かに待機している。

【制服・髪型について】

(※別紙 「錦中服装・頭髪のきまり」を参照)

勿来・遠野・田人方部生活のきまり (校外編)

平成29年6月改訂

		小学生	中学生
生活習慣	起床 朝食 就寝 挨拶・返事	早起き(朝6時には起床する) 毎朝、朝食をきちんと食べる 早く寝る(ゲームやテレビの時間を決める)	早寝・早起き・朝ごはん 明るい挨拶・大きな返事
みだしなみ	頭髪	小学生らしく清潔に	前髪が目、耳にかからない 男子：後ろ髪が襟にかからない 女子：肩にかかる長さの場合は、 編むか縛る
	染色、脱色、そり込み、パーマなどの禁止		
	服装	小学生らしい清潔な服装	中学生らしい服装、身分証明書(生徒手帳)を常に携帯
	化粧	化粧やマニキュアは禁止	
交通安全	自転車	ヘルメットの着用、左側通行の徹底・二人乗りの禁止・夜間無灯火禁止	
学習	家庭学習	15分×学年 1年：15分 2年：30分 3年：45分 4年：1時間 5年：1時間15分 6年：1時間30分	学年+1時間または (予習・復習+α時間) 1年：2時間(予習・復習+α時間) 2年：3時間(予習・復習+α時間) 3年：4時間(予習・復習+α時間)
外出泊	行き先	外出する時は保護者に行き先、目的、同行者、帰宅予定時刻を知らせる 小学生は子どもだけで学区外へ出かけないようにする	
	帰宅時刻	4月～9月 午後5時までに帰宅	4月～9月 午後6時までに帰宅
		10月～3月 午後4時までに帰宅	10月～3月 午後5時までに帰宅
外泊	友人間の外泊は禁止		
各種施設等の利用	ゲームセンター	ゲームセンターへの出入りはしないようにする	
	ゲームコーナー等	ゲームコーナー、カラオケボックス、ボウリング場、映画館には保護者、または保護者の委託、同意を得た大人と一緒にいく	
	海水浴場 キャンプ 登山 川遊び等	保護者または保護者の委託、同意を得た大人が同行する その施設の決まりにしたがい、マナーを守る	
	催し物への参加	祭典行事等の催し物へは、保護者と一緒に行く	帰宅時刻以後の外出は、保護者または責任のもてる大人と行く
	飲食店	保護者と一緒に行く	保護者の許可を得る
	共通事項	保護者同伴であっても深夜10時には帰宅する(県青少年育成条例)	
その他	携帯電話等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校には持ってこない ・夜10時から朝7時までは、スマートフォン、携帯電話、ゲーム機などは使わないようにする ・トラブルや犯罪に遭わないような使用に心がける 	

一貫した取り組みで よい子を育てよう

- 地域の子どもたちを見守りましょう。
- 子どもたちに積極的に声をかけましょう。
- 心のかようあいさつをしましょう。

勿来・遠野・田人方部小・中学校長会

5 安全に過ごすために

1. 登下校時における車での送迎に関する約束について

本校の登下校は、原則として徒歩又は許可を受けた自転車での通学となっております。また、近年学校付近の道路環境の変化と朝夕の交通量の増加に伴い、校門付近での朝の生徒の降車時の急停車や、部活動終了を待つ保護者の方々の路肩駐車などに対して、地域の方々から苦情が寄せられることが多くなっています。

生徒達の安全と地域の交通事情を考慮し、お子様方に病気やケガ等の事情がない限り、車での送迎を極力ご遠慮いただきますようお願いいたします。やむを得ず車で送迎をする際には、以下の点に特に留意され送迎をするよう重ねてお願いいたします。

(1) 平日の登下校時には、校地内に車を乗り入れない。

①教員との面談や、保護者会等がある場合などはのぞきます。

②ただし、傘をさすことが危険ほどの暴風雨の日には、校門近くまで。足のケガなどで松葉杖等を使用している生徒の送迎に関しては、生徒昇降口前まで、登下校時にも保護者の車の校地内乗り入れを特別に認めております。また、早退する生徒などを保護者の方が迎えにくる場合には、常時校地内乗り入れ可です。

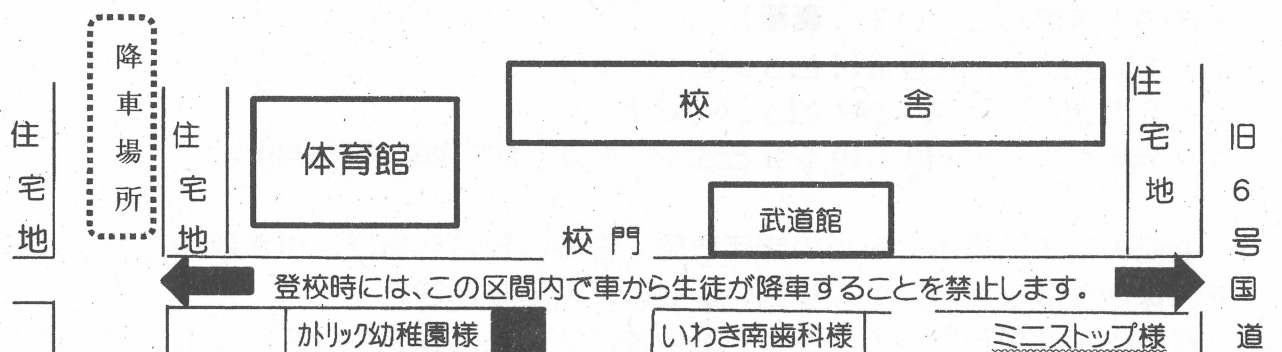
③部活動終了時の夕方・夜間の迎えの場合にも、生徒や門扉が見えづらいことが多く、接触事故や物損事故の原因となるため、体育館前などの校地内には車を乗り入れないでください。

駐車して待つ場合は、勿来カリック幼稚園脇の空き地に駐車して待つようお願いいたします。路上駐車は、近隣の生活道路のため通行の妨げになり、苦情を頂いておりますので絶対にしないで下さい。

(2) 登校時に生徒を車から降車させる場合には、校舎東側の道路でお願いします。

①原則として校舎北側の道路上では、車を停車し生徒を降車させないようにしてください。

(※近隣住民の方から、朝の通勤時の停車は、「非常に危険だ」という苦情が増えております。)



※この空き地は、下校時間帯のみ一時的に駐車可能です。

※送迎のみでコンビニの駐車場を利用しないようお願いいたします。

災害時の生徒の引き渡し及び避難ルートに関するお願いについて

いわき市立錦中学校長

1 はじめに

災害発生時（地震、津波、洪水、放射線等で警報発令）には、生徒の安全確保のために学校内で看護します。大津波、洪水時は校舎3～4階へ、放射線等災害時は校舎内へ避難させます。（メール配信システム等にてお知らせします。）

また、災害時に地域の方々が錦中学校に乗用車で避難してきます。さらに、保護者の方も生徒を引き取りに錦中学校に乗用車で迎えに来ることになります。そのため、校地内での事故や近隣の道路の渋滞を招くことが予想されます。この場合、教職員は生徒の安全を確保することが最優先となるため避難してきた車の誘導などに手が回らなくなります。これらの問題を解決するために災害時における本校への避難・進入ルートを定めこのルートが災害時に確保されるために保護者の皆様のご協力をお願いします。

2 確認事項

(1) 避難場所について

大地震や津波の際の1次避難場所が、本校の校庭となります。（体育館や校舎内ではありません）

(2) 乗用車等の進入経路について（裏面）

災害がおきた非常時には、校地内の避難ルートを一方通行とします。

プール東側の南門から校地内に入り、校庭東側に駐車し、生徒を引き取ってから、
体育館東側を通過して北側の門より出て行くこと
となります）

(3) 生徒の引き渡しについて（裏面）

3年生→西側出入口

2年生→中央出入口

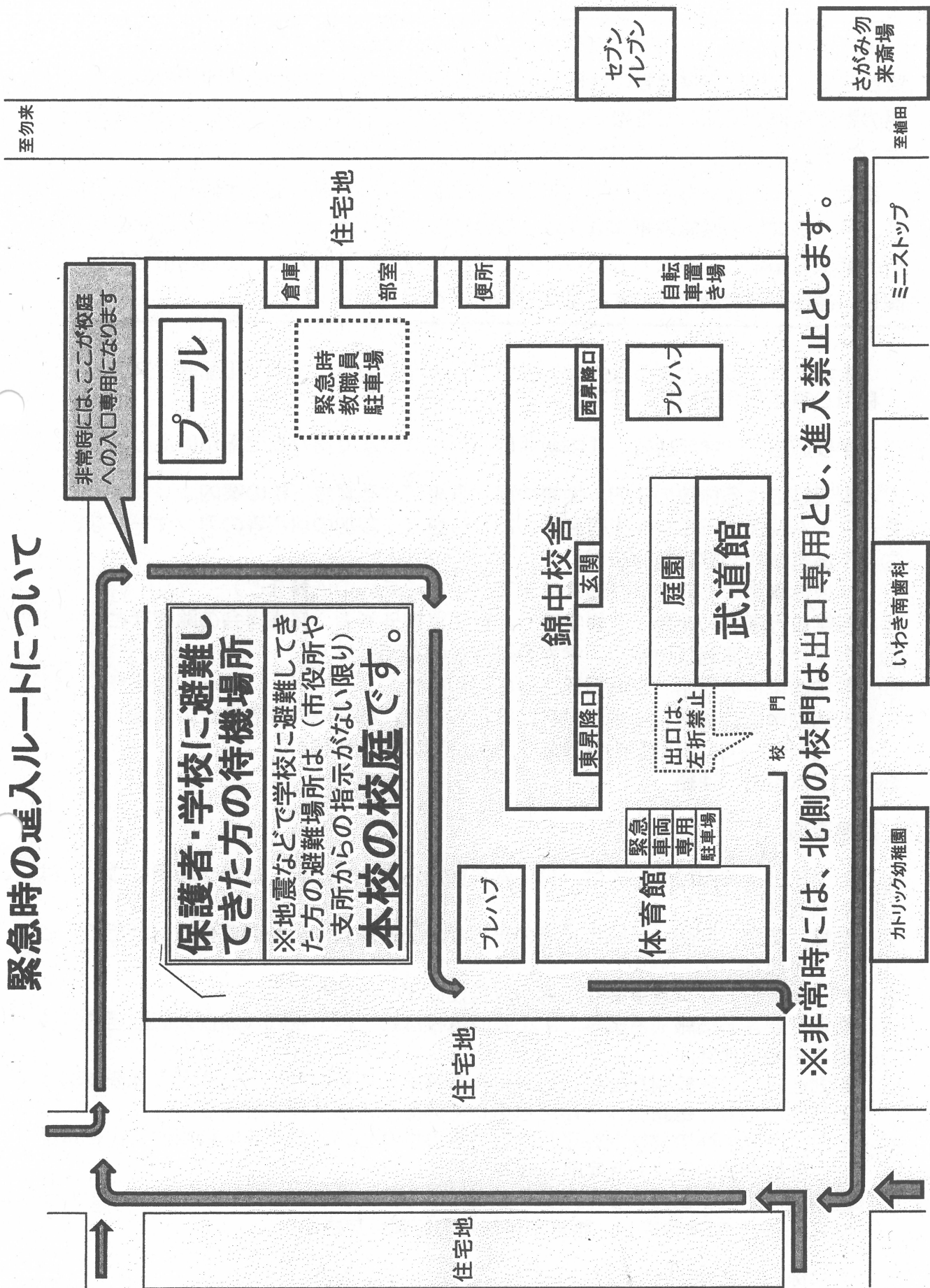
1年生→東側外出入口（体育館側）

※ 上記の指定の場所で担当の学年教師に生徒の氏名を告げ、引き取ることとなります。保護者は校舎内には入らないようにお願いします。

※ 複数の生徒が在学しているご家庭の場合には、上級学年の昇降口で、兄弟姉妹をまとめて引き渡します。

※ 旧6号線が渋滞している可能性が高いので、車で校門から出る際には、マルト側に右折するようお願いします。（状況に応じて）

緊急時の進入ルートについて



※非常時には、北側の校門は出口専用とし、進入禁止とします。

3. 錦中学校のメール配信システムについて

東日本大震災時、本校では電話を使って学校と家庭が連絡を取り合うことが困難となり、学校から保護者の皆様方への生徒達の安否確認や学校再開等の緊急連絡の際に支障がでたことを機に、インターネットを活用したメールによる情報配信システムを利用するようにしております。

また、このシステムの導入にともない、今までの家庭間で電話連絡を回すという、各学級単位の緊急連絡網は作成しないこととなりました。ただし、部活動単位の緊急連絡網は、今までどおり部内で保護者同士の了解のもとに電話番号を公開し、各部保護者会で作成する場合があります。

(1) 本校では、以下のような内容について、保護者の方に「メール配信システム」を利用し情報を発信いたします。

(※「学校通信」「学年通信」「学級通信」などは今まで通り紙で配布いたします。)

- ① 警報等による休校の案内。地震や風水害等による緊急下校の案内
- ② P T A関係の行事や保護者会等のお知らせ (※参加の可否等のアンケートなど)
- ③ 不審者情報や防犯情報など
(※保護者の方に生徒を迎えに来ていただくための依頼など)
- ④ 各学校行事等の連絡 (※修学旅行、遠足、校外学習、保護者会の開催など)
- ⑤ 各学年から連絡 (※集金、学年行事などのお知らせ)
- ⑥ 各学級単位の連絡 (※各担任よりのお知らせ)
- ⑦ 部活動単位の連絡 (※練習試合の日程の連絡、試合等の雨天中止の連絡)
【※すべての部活動で登録をするわけではありません】
- ⑧ P T A役員の連絡

(2) 注意事項

- ① システムの費用については、P T A会費から支払うため、登録や利用については無料です。
- ② 登録、変更、削除、メール受信の際にかかる通信料は、各自ご負担いただくこととなります。
- ③ 登録後、アドレスを変更する場合は担任に申し出てください。
- ④ 緊急を要する情報 (台風等による臨時休校など) は、夜間 (深夜) に配信される場合もあります。
- ⑤ 原則として、学校側が配信したメールが確実にご覧いただけたかどうかを確認する方法として、毎回空メールを返信していただく必要があります。
- ⑥ 後日、ほぼ全員の登録が完了したころをみはからい、学年や学級単位で、一斉配信と受信確認のテストを実施します。
- ⑦ この配信システムのプライバシーなどの取り扱いなどについては、『eメッセージPro2』で検索をし、該当するHPをご覧ください。

※ 入学後、登録方法を記した用紙を別に配布いたします。

6 健康にすごすために

中学校時代は、一生のうちで最も心身ともに大きく成長する大切な時期（思春期）を迎えます。それと同時に体も心も不安定になり体調を崩しやすくなります。

この思春期を上手に乗り越えていくには、本人の努力はもちろんですが保護者や周囲の大人の協力が必要です。

「健康の自立」ができるようご協力よろしくお願いたします。

1 健康管理

- ①朝は自分で起床する。
- ②就寝時間を決め、十分な睡眠（7～8時間）をとる。
- ③食事は1日三食とり、バランスの良い食事を心がける。
- ④朝の排便を心がける。
- ⑤手洗い・うがい・歯みがきなどの習慣をつける。
- ⑥メディアコントロール（スマホ・ゲーム・パソコン）を心がける。

2 保健室の役割

定期健康診断、応急処置、体調不良時の一時的な休養、心と体の健康相談など心身ともに健康で学校生活を過ごすために支援していく場です。継続的な手当や内服薬を与えることはしていません。ご理解とご協力をお願いします。

3 健康観察

登校前の検温、健康観察（起床時の様子や顔色、食欲、睡眠など）を行ってください。新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、朝の健康観察表の提出が必須となっております。朝から体調不良があり、学校生活が無理だと判断される場合は登校を控えてください。

4 学校での病気とけが

①学校で体調が悪くなったとき

症状が軽いときは保健室で様子を見ますが、保健室での休養は原則として1時間までとし、授業復帰が困難な場合は早退となります。その場合、保護者に連絡をとりますので、必ず日中に連絡が取れる連絡先を担任にお伝えください。

②けがをしたとき

軽いけがは応急処置をします。病院に行く必要のあるけがは、保護者に連絡し保護者の方に迎えに来ていただくか、来られない場合には直接病院に来ていただくようになります。

緊急時、保護者の方と連絡が取れず、ご家庭の希望する病院がわからない時は、学校の判断で病院を選択し連れて行くことになります。

5 定期健康診断

健康診断の結果、治療（検査）のお知らせをもらった場合には、早めの受診と受診報告書の提出をお願いいたします。

中学生に多くみられる疾病は、歯周疾患と視力低下です。視力に異常があった場合には眼科で指導を受けてください。

6 日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センターは、生徒が学校の管理下（登下校・中学校では部活動も含みます）において起きた不慮の事故に対して医療費が給付される制度です。

現在いわき市では、子ども医療費制度により窓口払いが無料となっておりますが、日本スポーツ振興センターに申請することにより、総医療費の1割が支給されます。

7 教育相談

本校には週1回（今年度は木曜日）のペースでスクールカウンセラーが来校しています。生徒または保護者の方の悩みや相談を聞いて、何ができるのかを一緒に考えていきます。相談は予約制になっていきますので担任または保健室を通じて予約をしてください。

来年度も、1年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面談を行う予定です。これは、スクールカウンセラーと生徒の繋がりを作り、相談しやすい環境を整えることにより、問題行動の未然防止や不登校傾向の早期対応を図ることを目的としています。

8 保健関係書類

保健関係書類の記入と提出をお願いいたします。

① 食物アレルギー等の調査（全員）

食物アレルギー疾患のあるお子さんの学校生活をより安心して安全なものにするためにする調査です。食物アレルギーのないお子さんも提出してください。

② 色覚の検査申込書（全員）

色覚異常の生徒に配慮した指導ができるよう、入学後、希望者に対して色覚検査を行います。色覚異常があると、状況によっては色を見誤って周囲から誤解を受けたり、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活で配慮が必要です。また、進路・職業選択に当たり、自分自身の色の見え方を知っておくためにもこの検査は大切です。

以上をご理解いただき、過去に検査したことのない方は特に、検査することをお勧めします。申込書に検査希望の有無をご記入の上、提出をお願いします。

③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター同意書（全員）

小学校で加入いただいていたものと同じです。詳しいシステムについてはプリントをご覧ください。R4年度の掛金については、新年度お知らせいたします。

※ 参考：R3年度掛金…生徒一人当たり460円

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と学校の設置者との契約(災害共済給付契約)により、学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者(同意確認後)の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校(全日制、定時制及び通信制) 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校(昼間学科、夜間等学科及び通信制学科)
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業(児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業)を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額 (令和3年度)

災害共済給付への加入は、学校の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

(児童生徒等1人当たり年額 単位:円)

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)
	定時制 夜間等学科	980 (490)
	通信制 通信制学科	280 (140)
高等専門学校	1,930 (965)	—
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等	350 (175)	40 (20)

※ ()内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円(高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円)を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

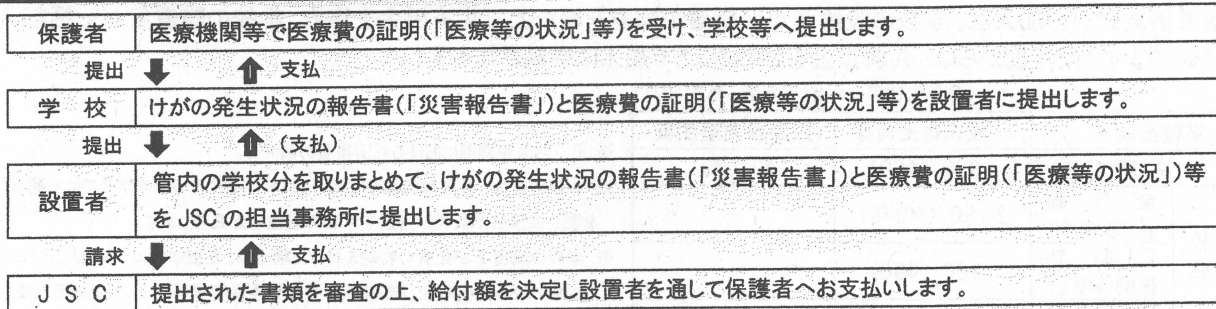
給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治りまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>



※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特例の配慮によりご協力をいただいております。
 なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐには書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所で行っています。
- 災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。
- 学校安全 Web ホームページ: [https:// www.jpnsport.go.jp/anzen/](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT
COUNCIL



7 いろいろな相談

相談はいつでも

中学校生活の中では、学習のこと、将来のこと、友だちのことなどで悩んだり、自分だけではどうしていいかわからなくなることがあると思います。悩みは、時間が経過すると深刻になることがありますので、一人で抱え込まず、まずは誰かに相談してみてください。他の人に話すことで、起こっている問題や自分の気持ちを、一つ一つ確認しながら整理することができ、これからどうすべきかがわかる場合があります。

まずは担任の先生など、担当する職員に相談するといいいでしょう。放課後や、授業後に相談できます。

担任や担当の先生に話しにくい場合もあるかもしれませんが。そんな時は他の話しやすい先生やスクールカウンセラーに相談することもできます。

スクールカウンセリング

スクールカウンセラーは、毎日の生活の中で過ごしにくさを感じていたり、悩みを抱えたりしている人たちに、心理学という専門的な視点から話を聴くことで、悩みを解決したり、悩み自体を解決できなくても、悩みに押しつぶされないで生活していけるように援助する仕事をしています。生徒はもちろん、保護者の方からの相談も受け付けています。

カウンセリングの内容については、大切なこととして秘密を守りますので、安心して話に来てください。

<スクールカウンセラーによるカウンセリングについて>

☆スクールカウンセラーによるカウンセリングは予約制です。

☆状況により、以下の内容に変更があった場合は、後日お知らせいたします。

- ・スクールカウンセラーのいる日

原則として木曜日（R3年度では月2～3回程度）

- ・カウンセリングの申込みは、下の①と②いずれかの方法で

① 担任の先生、もしくは養護（保健室）の先生を通して申し込む。

② スクールカウンセラーに直接申し込む。（昼休みの自由来談時など）

- ・カウンセリングを申し込んだら

後日、日時を連絡するので、連絡があった日時に1階相談室へ。

- ・カウンセリングルームの場所

1階保健室隣の第一多目的室

- ・カウンセリングの時間

基本は50分

授業中や放課後は、予約制のカウンセリング。

昼休みは自由来談。（予約なしでカウンセラーの先生と自由にお話できます。）

※R3年度は、1年生全員がカウンセリング体験を行いました。

8 部活動について

(1) 本校の部活動の目的

- ① 部活動を通し、自主的・自立的な生活態度を身につける。
- ② 生徒一人一人の心身の健全な成長と、よき社会人となるための資質や能力(社会性)を養う。
- ③ 礼儀作法・責任感・愛校心などを育て、生徒一人一人の体力や技能の向上を図る。

具体的には

- ① **社会に出て必要な、礼儀作法・マナーの育成**
 - ・ その場に応じた挨拶や言葉遣い、その組織におけるマナーやルールを守る。
- ② **体力と精神力の鍛錬**
 - ・ 体力の向上および忍耐力(がまんする心)を育成する。
- ③ **思いやりや感謝の心を育む**
 - ・ 他者の目線で考え、自分を律し、だれかのために(何かのために)行動することで、思いやりや感謝の心を育む。
- ④ **縦社会(先輩と後輩の関係)の体験**
 - ・ 先輩としてのあり方、後輩としてのあり方等、家庭や学級生活では学ぶことができない縦社会を体験することで、自覚と責任ある行動を身につける。
- ⑤ **よりよき人間関係づくり**
 - ・ 指導者と部員、部員同士、先輩後輩の関係を通して社会性を発達させる。
- ⑥ **チームワークを築く**
 - ・ 「チーム」…性格、考え方、能力、育った環境などが違う個性の集まり。
 - ・ 「ワーク」…「共同作業」→同一歩調(同じ考え)で活動すること。
 - ・ チームという組織の中で、わがままを抑え、集団生活で大切な協調性を養う。

(2) 部活動時間

期 間	部活動終了時刻	下校完了時刻
4月～新人戦	～18時20分	～18時40分
新人戦～11月	～18時00分	～18時20分
12月～1月	～17時45分	～18時05分
2月～3月	～18時00分	～18時20分
長期休業日 (春・夏・冬休み)	8時30分～11時30分 13時00分～16時00分	～11時50分 ～16時20分

- ・ 原則として、土曜日、日曜日のいずれかを休養日とします。また、月曜日は教職員の会議、研修等のため部活動を行わない日とします。ただし、土曜日、日曜日に大会等が開催される場合は参加を優先します。
- ・ テスト勉強に集中するため、中間テストは2日前、期末テストは3日前から部活動が中止になります。

(3) 開設する部活動

- ・ 男女とも入部可の部活動 → 野球、サッカー、剣道、柔道、卓球、吹奏楽、美術
- ・ 女子のみ入部可の部活動 → ソフトボール、バレーボール、ソフトテニス

※部員が足りない部は、合同（他の学校とチームを組む）で各種大会に参加しています。

※特設の部活動→ 駅伝・陸上（※大会前に選手を選抜して練習し、大会に参加します。）

水泳・新体操（※中体連大会参加の際の引率のみをします。）

- ・ 本校の部活動の加入については、平成30年度より希望制になりました。4月中を体験入部や部活動見学期間とし、参加を希望する場合は、4月末日までに部活動入部願いを提出して、5月から正式入部となります。各部活動をよく見学して、自分がやりたい部活動を見つけましょう。
（※選手登録や大会等の都合で4月中に入部しなければならない場合は、顧問より案内します。）

(4) 保護者会

- ・ ほとんどの部活動が保護者会を組織し、生徒の活動にご支援をいただいております。ご理解とご協力をお願いいたします。

(5) その他

9 集金について

学校教育にかかる費用のうち、保護者の皆さんに負担していただく経費のことを、学校徴収金といいます。

このうち、全学年に共通する給食費、PTA会費、体育文化後援会費、学校協力金を「諸会費」として年10回に分けて集金しています。納入は、現金取扱いによる事故防止のため、原則として口座振替で行っています。不都合のある方は現金納入も可能ですので、その場合は錦中学校にお申し出ください。

(1) 取扱金融機関：東邦銀行

(2) 学校で集金する諸会費（正式には、4月のPTA総会で決定されます）

項 目	月 額
給 食 費	4,760円
P T A 会 費	110円
体育文化後援会費	570円
学 校 協 力 金	330円

(3) 月別口座振替明細（令和3年度1年生 年度当初の場合）

項 目 / 月	5月及び2月	6月～1月の 毎月
給 食 費	9,520円	4,760円
P T A 会 費	220円	110円
体育文化後援会	1,140円	570円
学 校 協 力 金	660円	330円
振 替 手 数 料	55円	55円
合 計	11,595円	5,825円

※4月分・3月分は、事務処理の都合上集金しません。

それぞれ5月・2月の集金日に2ヶ月分をあわせて集金します。

(4) 振替日

①口座振替日は、毎月5日(1回目)・15日(2回目)となります。

(その日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日となります)

口座振替日前日までに、月の諸会費合計金額を東邦銀行へ入金してください。

口座振替集金については、1件の振替につき55円の手数料がかかります。

②2回目でも振替ができない場合は、現金集金となりますので、学校からの通知にしたがって納入してください。

(5) 口座振替を行うための手続き

	東邦銀行の口座あり	東邦銀行の口座なし
書類	・「東邦銀行授業料等口座振替依頼書」 記入	・東邦銀行へ口座を開設 ・「東邦銀行授業料等口座振替依頼書」 記入
提出先	錦中学校 *3月24日提出	

※東邦銀行の口座について

- ・ 名義は保護者名、生徒名のどちらでもかまいません。
- ・ 東邦銀行であれば、どこの支店でもかまいません。
- ・ 口座の確認は学校で一括して行いますので、東邦銀行に行って承諾印をもらう必要はありません。

(6) その他の学校徴収金：学年や部活動で集金があります。

教材費：各教科の問題集やテスト代、実技教科の実習代などの他に、スポーツ振興センター掛金や遠足代の集金があります。金額は4月以降、集金のお知らせで通知し、何回かに分けて現金で集金するようになります。(1、2、3年生それぞれに集金します)

修学旅行費：3年生時に修学旅行があります。

参考までに、3年度の場合、費用は60,300円でした。

卒業アルバム、卒業文集代：3年生時に作成しています。

3年度の場合、卒業アルバムが15,000円、卒業文集が1,500円です。

部活動費：用具代や保護者会費など、入部先によって異なりますが、実費がかかります。

記入例

東邦授業料等口座振替依頼書

※銀行への確認は、学校でまとめて行
 するので、基本的には不要ですが、

依頼日 ○年 ○月 ○日

東邦銀行 届出印がわからなくなった場合は
 銀行で確認ください

私は、学校に在学している間授業料および諸会費を、口座振替によって納入する
 こととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

3枚複写になっていま
 ボールペンで記入ください。

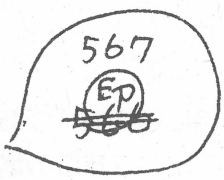
学校名	錦中学校	学校番号	
(フリガナ) 生徒氏名	ニシキ チュウタロウ	学年 第 / 学年	
(フリガナ...カタカナで左づめ姓と名は1 字あける。濁点・半濁点は1字とする。)	例) 錦中太郎 あの子さんの名前	フリガナ 忘れない	組 番号

太線の中だけご記入下さい。

指定 預金 口座	金融機関名等	金融機関名	本・支店名	金融機関コード	店舗コード
		東邦銀行		0126	
	預金種目 (該当番号を○で囲む)	1. 普通預金 2. 当座預金	口座番号 通帳番号		
(フリガナ) 名義人名	ニシキ マナブ				
	例) 錦学 名義人名				届 お 印

振替日	学校が指定する日	振替金額	学校が指定する金額	振替開始	学校が指定する月から
-----	----------	------	-----------	------	------------

訂正する時は二線で消し
 届出印を押印してください
 (2枚目、3枚目も忘れずに)記



鮮明に
 押印願います

- 私が納入すべき授業料等について貴行に請求があったときは、私に通知することなく、請求金額を指定預金口座から引き落しのうえ納付してください。
 この場合、当座勘定規定又は普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 貴行からの領収証等の発行は省略されて差し支えありません。
- 預金口座の残高が振替日において学校からの請求金額に満たないときは、私に通知することなく、その旨学校へ連絡されて差し支えありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には解約されても異議ありません。
- この口座振替契約について、仮に紛議が生じても貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。
- 預金の引落しは、振替日としてください。

東邦銀行取扱店用

印鑑照合	日付

10 いろいろな手続き

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）の発行について

学割とは、生徒がJR各社の片道営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が2割引になる制度です。（特急料金等は割引になりません）

使用目的の範囲は、原則として、次の目的を持って旅行する必要があると認められる場合に限り発行することができます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 正課の教育活動
- (3) 正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が就学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療
- (7) 保護者の旅行への随行

*例えば、いわき駅～水戸駅間は94kmなので該当になりませんが、いわき駅～上野駅間は211kmなので割引が受けられます。

*JR各社の他の割引を受ける場合、重複して受けられませんのでご注意ください。
学割証の発行を申し込まれる場合は、以下の申請書に記入の上、JR乗車券を購入する前の何日か余裕を持って事務室または職員室まで申し込んでください。

学割交付申請書

年 組 番	生徒氏名
年齢	歳
利用年月日	令和 年 月 日
乗車券の種類	片道 往復 周遊
乗車区間	～
使用目的	

各種証明書の発行について

在学証明書など、学校が発行する証明書が必要な場合は、何日か余裕を持って事務室または職員室まで申し込んでください。

証明書交付申請書

年 組 番	生徒氏名
年齢	歳
利用年月日	令和 年 月 日
証明書の種類	
使用目的	

ネームプレート・ゼッケンの購入について

必要な場合、ネームプレート・ゼッケンを追加で購入することができます。事務室または職員室で注文書（袋）を受け取り、代金を入れて事務室まで申し込んでください。

ネームプレート・ゼッケン注文書

年 組 番	生徒氏名	品 名	単 価	注文数	金 額
		ネームプレート2枚組	850円		円
		ゼッケン5枚組	1,300円		円
		ゼッケン10枚組	1,600円		円
		合 計			円

*お金を添えて、事務室まで注文してください。

(できるだけ、お釣りのないよう、お願いします。)

*品物が届くまで、1週間程度かかります。

「就学援助制度」について

いわき市では、お子さんを小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学校でかかる費用の一部を補助し、お子さんの就学を奨励する就学援助を実施しています。援助を希望される方は、申請書及び該当理由を証明する書類を学校へ提出してください。基本的に随時受け付けていますが、継続の場合や、新規でも年度始めから補助を受けたい場合は、前年度に申請しておく必要があります。例えば、中学 1 年生の 4 月からの場合は、小学校に申請が必要です。詳しいことは、事務室にご相談ください。

給食費等諸会費口座の変更手続きについて

口座名義や金融機関等の変更をご希望の方は、お早めに事務室までお申し出ください。変更用紙をお渡しします。通常、変更手続きの翌月より変更後の口座から振替ができます。

緊急メール配信システムのメールアドレス変更について

担任までお申し出ください。変更の用紙をお渡しします。

1 1 新入生オリエンテーションについて

(1) 日 時

令和4年3月24日(木) 8:30~10:10

(2) 日 程

- ① 集合確認 8:30までに錦中学校の体育館前に集合してください。
- ② 受付 出席確認、書類等(封筒)提出
- ③ 学力診断テスト 9:00~9:30(国語)
9:40~10:10(算数)

(3) 諸連絡

- ① 筆記用具、小学校のうわばきを持参してください。
- ② テストは、基礎学力を確認し、学級編制や中学校の指導に生かすための資料で、むずかしい問題はありません。特別に何かを準備してくる必要はありません。

書類は、配布した封筒に入れてお子さんに持たせてください

*基本的に全員提出していただく書類

東邦授業料等口座振替依頼書(3枚複写)	お届け印は2枚目まで押印願います。
ネームプレート他 注文袋(2,890円)	おつりのないようお願いします。
色覚の検査同意書	
食物アレルギー等の調査	
独立行政法人日本スポーツ振興センター同意書	
生徒理解のための個票	

*該当者のみ提出する書類

学校給食停止等申出書	
自転車通学許可申請書	

*入学式について

- (1) 日 時 令和4年 4月 6日(水) 13:30より
- (2) 日 程 受 付 12:30~13:00
入学式 13:30~14:10
学級活動 14:20~15:20

※詳細は新入生オリエンテーションにて

校章

大菊の花卉（16重弁）を錦の字画（16画）に重ねて品位を表し、支える三枚の菊葉は、智・徳・体の素養と調和を示しています。

校歌

- 一 太平洋の波曙けて
昇る朝陽に照りはゆる
磐城の松の若翠
友よ歌わむ意気高く
- 二 春爛漫の丘の峰
勿来の関のそよかぜに
散りしく桜惜しみつつ
駒を停めし人や誰そ
- 三 仏具の山に茜さし
鮫の流れの水清し
秀麗の地に奮い立ち
国を興さむ諸共に
- 四 希望の光胸にひめ
高き理想を仰ぎつつ
学びの園にいそしみて
励み鍛えお錦校

高田真治 作詞
岡本敏明 作曲